

平成25年第6回(12月)川南町議会定例会会期表〔8日間〕

目次	月日	曜	摘要
第1日	12月6日	木	開会 本会議(議案上程・提案理由説明)
第2日	12月7日	金	休会
第3日	12月8日	土	休会
第4日	12月9日	日	議案熟読
第5日	12月10日	月	本会議(一般質問:6人)
第6日	12月11日	火	本会議(議案質疑・委員会付託)委員会
第7日	12月12日	水	委員会
第8日	12月13日	木	本会議(委員長報告・討論・採決)

目 次

告 示	1
応招議員・不応招議員	1

第1号 (12月6日)

本日の会議に付した事件	2
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	3
開 会	4
諸般の報告・会期の決定について・会議録署名議員の指名	4
報告第6号・報告・質疑	4
議案上程・提案理由説明(議案第64号～第65号)	4
議案上程・提案理由説明(議案第66号)	6
議案上程・提案理由説明(議案第67号)	7
議案上程・提案理由説明(議案第68号～第70号)	8
議案上程・提案理由説明(議案第71号～第72号)	9
議案上程・提案理由説明(議案第73号)	10
議案上程・提案理由説明(議案第74号～第77号)	11
議案上程・提案理由説明(諮問第3号)	15
議案上程・提案理由説明(同意第5号)	15
閉 会	15

第2号 (12月10日)

本日の会議に付した事件	16
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	17
開 会	18
一般質問	18
1 米 山 知 子	18
2 林 光 政	34
3 川 上 昇	39
4 濱 本 義 則	54
5 内 藤 逸 子	62
6 児 玉 助 壽	74
閉 会	81

.....

第3号 (12月11日)

本日の会議に付した事件	82
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	83
開 会	84
議案質疑・委員会付託(議案第64号～第65号)	84
議案質疑・委員会付託(議案第66号)	91
議案質疑・委員会付託(議案第67号)	92
議案質疑・委員会付託(議案第68号～第69号)	100
議案質疑・委員会付託(議案第70号)	101
議案質疑・委員会付託(議案第71号～第73号)	105
議案質疑・委員会付託(議案第74号～第77号)	106
閉 会	112

第4号 (12月13日)

本日の会議に付した事件	113
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	114
開 会	115
委員長報告・討論・採決(議案第64号～第65号)	115
委員長報告・討論・採決(議案第66号～第67号)	116
委員長報告・討論・採決(議案第68号～第69号)	118
委員長報告・討論・採決(議案第70号)	120
委員長報告・討論・採決(議案第71号～第72号)	123
委員長報告・討論・採決(議案第73号)	124
委員長報告・討論・採決(議案第74号～第77号)	125
諮問第3号(人権擁護委員)採決	127
同意第5号(教育委員会委員)採決	128
議員派遣の件について	129
閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件	129
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	129
閉 会	130

川南町告示第127号

平成25年第6回(12月)川南町議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年12月3日

川南町長 日高昭彦

- 1 期日 平成25年12月6日
2 場所 川南町議会議事堂

○ 応招議員(13名)

1番	中津克司君	2番	河野幸夫君
3番	濱本義則君	4番	川上昇君
5番	林光政君	6番	川越忠明君
7番	内藤逸子君	8番	児玉助壽君
9番	米山知子君	10番	税田榮君
11番	山下壽君	12番	徳弘美津子君
13番	竹本修君		

○ 不応招議員(なし)

平成25年第6回(12月)川南町議会定例会会議録(初日)

平成24年12月6日 (金曜日)

本日の会議に付した事件

平成24年12月6日 午前9時00分開会

- 日程第1 諸般の報告について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 会議録署名議員の指名について (徳弘 美津子 ・ 中津 克司)
- 日程第4 報告第 6号 専決処分の報告について
(和解及び損害賠償額の決定)
- 日程第5 議案第 64号 川南町課の設置条例を定めるについて
- 日程第6 議案第 65号 川南町行政組織の変更に伴う関係条例の整理について
- 日程第7 議案第 66号 川南町企業立地促進条例を定めるについて
- 日程第8 議案第 67号 川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第 68号 川南町後期高齢者医療条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 69号 川南町介護保険条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 70号 川南町ふるさと総合文化公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第 71号 事務の委託の廃止及び事務の委託に関する高鍋町及び都農町との協議について
- 日程第13 議案第 72号 事務の委託の廃止及び事務の委託の変更に関する都農町及び木城町との協議について
- 日程第14 議案第 73号 西都児湯地域視聴覚教育協議会の廃止について
- 日程第15 議案第 74号 平成25年度川南町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第16 議案第 75号 平成25年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第 76号 平成25年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第 77号 平成25年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第19 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第20 同意第 5号 教育委員会委員の任命について

出席議員(13名)

1番 中津 克司 君	2番 河野 幸夫 君
3番 濱本 義則 君	4番 川上 昇 君
5番 林 光政 君	6番 川越 忠明 君
7番 内藤 逸子 君	8番 児玉 助壽 君
9番 米山 知子 君	10番 税田 榮 君
11番	12番 徳弘 美津子 君
13番 竹本 修 君	

欠席議員 山下 壽 君

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉田 喜久吉 君 書記 山本 博 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日高 昭彦 君	副町長	山村 晴雄 君
教育長	木村 誠 君	会計管理者・ 会計課長	篠原 浩 君
総務課長	諸橋 司 君	総合政策課長	永友 尚登 君
農林水産課長	押川 義光 君	農村整備課長	新倉 好雄 君
建設課長	村井 俊文 君	上下水道課長	大山 幸男 君
農業委員会 事務局長	杉尾 英敏 君	教育総務課長	米田 政彦 君
生涯学習課長	橋本 正夫 君	税務課長	永友好典 君
町民課長	黒木 秀一 君	環境対策課長	三角 博志 君
健康福祉課長	佐藤 弘 君	代表監査委員	中村 守 君

午前9時00分開会

○議長(竹本 修君) おはようございます。ただ今山下壽議員から、病気のため欠席するとの届出がありましたので、ご報告します。ただ今から平成25年、第6回川南町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1 「諸般の報告」を行います。前回の議会から本日までの主な事柄については、お手元にお配りした別紙のとおりであります。

なお、備品監査、例月出納検査及び住民監査請求の結果についての報告は、お手元に配布してあるとおりであります。以上で報告を終わります。

日程第2 「会期の決定について」を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から13日までの8日間にしたいと思います。
これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

「異議なし」と認めます。従って、会期は、本日から13日までの8日間に決定しました。

日程第3 「会議録署名議員の指名」を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、徳弘美津子君及び中津克司君を指名します。

日程第4 報告第6号 「専決処分の報告について(和解及び損害賠償額の決定)」を議題とします。朗読は省略します。

本件について、提出者の報告を求めます。

○町長(日高 昭彦君) 報告第6号は、平成25年10月6日の台風23号接近に伴う強風で、川南町学校給食共同調理場敷地内の立木が倒れ、隣接する民家のフェンスを破損したことによる損害賠償額の決定及び和解契約の締結について、緊急を要し専決処分いたしましたので、報告するものでございます。

○議長(竹本 修君) ただいまの報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

ほかに質疑はありませんか。これで質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

日程第5 議案第64号 「川南町課の設置条例を定めるについて」

日程第6 議案第65号 「川南町行政組織の変更に伴う関係条例の整理について」

以上、2議案を一括議題とします。

朗読は省略します。本、2議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(日高 昭彦君) 議案第64号及び議案第65号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

議案第64号は、本町において行政改革は、第1次から第4次行政改革大綱により、事務事業の合理化、財政健全化、組織の見直しなどに取組み、一定の成果を得ています。

しかしながら、人口減少・少子高齢化、地方分権の進展、高度情報化社会の到来、住民ニーズの多様化など地方自治体を取り巻く環境は、急激に変化しており、このような環境の変化に対応するため、更なる行政改革が求められています。第5次川南町行政改革大綱及び行動計画には、住民サービスの向上と時代の変化に即応するため、課の統合による組織機構改革を行い、行政の効率化、分野別の機能強化を図ることを目標に掲げております。厳しい財政状況の中、激変する社会情勢に対応するため、これまでの行政サービスから更に一步踏み込んだ組織機構の見直しを行うものでございます。

次に議案第65号は、川南町課の設置条例の全部改正に伴い、関係条例の課名の変更をするものと川南町職員定数条例の一部改正で現況にみあった職員の定数に改正するものでございます。

以上2議案、補足説明のある議案につきましては総務課長に補足説明させますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長(竹本 修君) 補足説明があればこれを許します。

○総務課長(諸橋 司君) 議案第64号について、その補足説明を申し上げます。

これまで本町の行政組織は13課、2事務局により構成されておりましたが、今回の提案は、11課、1事務局に再編するものでございます。

具体的には、

(1) 総務課と総合政策課を経営に係る部門と地域づくりに係る部門に分離します。

総務課に経営に係る人事、財政、資産、政策を集約します。

地域づくり、地域の安心・安全を所管し、協働を推進する部門として、まちづくり課を設置します。

(2) 国民健康保険の特定健診及び特定指導を推進する体制を強化するため、健康推進係(保健センター)を町民健康課に置きます。

健康福祉課は、権限委譲や対象者増加により、業務が増大することが予想されることから、福祉部門に特化することによりマネジメントを強化します。また、教育総務課から就学前児童関係の事務(幼稚園)を移管し、課名を福祉課とします。

(3) 産業振興に係る目標から考えて、農業、水産業、林業、商工業及び観光業を担当する産業推進課を設置します。農業の基盤である農地を担当する課として、農地課を設置します。

(4) 環境対策課と上下水道課を「環境」をキーワードにして環境水道課を設置します。

(5) その他

- ・公租公課の強制徴収等の事務を税務課に集約します。
- ・総合政策課の公共交通対策(フロンティアバス、川南駅)を建設課に移管します。

・漁港に関することを建設課から産業推進課に移管します。

以上、機構改革(案)のポイントを申し上げましたが、今後も住民満足度向上のために努めてまいりたいと思います。以上で、補足説明を終わります。

○議長(竹本 修君) 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第7 議案第66号 「川南町企業立地促進条例を定めるについて」

朗読は省略します。本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(日高 昭彦君) 議案第66号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

この議案は、本町における企業立地の促進を行い、それぞれの基準により工場、情報サービス、試験研究施設、農畜産物等加工施設を新設又は増設、並びに空き施設を利用する者に対して必要な奨励措置を講ずることにより、産業の振興と雇用の増大を図るために定めるものでございます。

詳細につきましては、総合政策課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長(竹本 修君) 補足説明があればこれを許します。

○総合政策課長(永友 尚登君) 議案第66号につきまして、その補足説明を御説明申し上げます。

この議案は、本条例の第4条により指定を受けた事業者が工場等の新設又は増設に係る投下固定資産の総額が2,500万円以上(用地、建物等を賃借した場合は1,000万円以上)で、新規雇用者の数が5人以上(うち町内居住者3人以上)である場合に、別表のような優遇措置を行うもので、その概要につきましてご説明申し上げます。

《優遇措置》

①固定資産税の課税免除(3年間)

②雇用奨励金(新規雇用者)

i) 1人30万円(限度額1,000万円) ※町内居住者に限る

ii) 1回限りの交付

③空き施設等利活用助成金(空き施設等の改装、改築又は解体費用500万円以上(建築面積200㎡以上)を整備)

i) 経費の100分の10の額(限度額500万円)

ii) 1回限りの交付

iii) 操業開始後1年以内の申請があった場合

④工場等用地取得助成金(1,000㎡以上の土地を取得した事業者)

i) 取得価格に100分の50の額(限度額5,000万円)

ii) 1回限りの交付

iii) 操業開始後1年以内の申請があった場合

⑤工場等関連施設整備助成金(用排水路、私設道路、駐車場等の整備)

- i) 整備経費に100分の50の額（限度額2,000万円）
 - ii) 1回限りの交付
 - iii) 操業開始後1年以内の申請があった場合
- ⑥工場等用地及び施設賃借料助成金（用地、建物等の賃借）
- i) 整備経費に100分の50の額（限度額100万円）
 - ii) 操業開始後1年間に限り交付する。

以上の優遇措置を新たに加え、議案に記載されてありますように、これまで定められておりました川南町工場等設置奨励条例全部を改正し、条例を整備するものであります。以上で、補足説明を終わります。

○議長（竹本 修君） 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第8 議案第67号 「川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

朗読は省略します。本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 議案第67号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

この議案は、平成26年4月から「区」、「分館」が併存する住民自治・分館制度を再編し、小学校区を枠組みとした「自治公民館」制度に一本化するに当たり、新たに自治公民館長と自治公民館運営委員の報酬を加える条例の一部改正を行うものでございます。振興班制度を施行して60年、分館制度を施行して52年の歴史が刻まれています。振興班未加入世帯の増加、また分館から離脱する振興班、現在、区長・分館長が不在である地域等々の問題は、本町の自治制度を根底から揺るがしかねない状況にあり、制度の抜本的な改革を行うものであります。

昨年から役場内部での検討委員会、ワーキンググループの設置により検討を重ね、定例区長・分館長会での協議、また、議会勉強会において様々な御意見をいただきました。その間、区長・分館長会による鹿児島県垂水市と薩摩川内市に先進地視察研修を行い、その結果「川南町の地域づくり創造プラン」の作成に至りました。これを審議会に諮問し御審議いただき、答申をいただいたことを受け、町内7か所での住民説明会を実施し、住民の方々から貴重な御意見を多数お寄せいただき、ようやく今回、議会に提案する運びとなりました。少子高齢化問題をはじめ、地方分権社会の進展、社会情勢の変化など本町を取り巻く情勢は大きく変化しており、これからの自治体運営は更に厳しさを増すことが予想され、10年後、20年後を見据えた安全で安心なまちづくりのため、地域が自ら主体性と責任を持った個性あるまちづくりを進める必要があります。

このため、本町特有な形態である振興班制度は、これまで同様維持して区長・分館制度の再編を行い、小学校区（川南小学校区は2分割する。）単位の6つの自治公民館制度を導入し、地域活動交付金を校区単位で措置しようとするものです。

これまで成しえなかった末端行政改革を行う上で、未加入世帯の問題、分館から離脱し

た振興班の問題の解決は喫緊の課題であり、本町の地域づくりという構想の中で、住民が、そして地域が本当に必要とする自治のあり方を求めて、住民と行政との協働により新しい本町の地域づくりを行うものでございます。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長(竹本 修君) 以上で提案理由の説明を終わります。

日程第9 議案第68号 「川南町後期高齢者医療条例の一部改正について」

日程第10 議案第69号 「川南町介護保険条例の一部改正について」

以上、2議案を一括議題とします。

朗読は省略します。本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(日高 昭彦君) 議案第68号及び議案第69号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

議案第68号は、地方税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第3号)が施行されたことにより、川南町後期高齢者医療条例の一部を改正するもので、附則第3条第1項に規定する特例基準割合を改正することにより延滞金、還付加算金の利率の引き下げを行うこと及び一部字句の訂正をするものでございます。

次に第69号は、第68号同様、地方税法の一部を改正する法律(平成25年法律第3号)に伴う本条例の改正で、主な内容としては延滞金利率の見直しに伴い、率を計算する際の特例基準割合を改正するものです。

なお、この改正に合わせ条文の見直しを行い、第7条延滞金については当該金額や、計算等について内容の不十分な部分の修正、条文化されてなかった還付加算金について第8条として加え、それに伴い第8条以下をそれぞれ繰り下げ、附則の中で今回の改正に合わせた延滞金及び還付加算金の割合の特例を新たに条文化、その他一部字句の訂正を行うものです。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長(竹本 修君) 以上で提案理由の説明を終わります。

日程第11 議案第70号 「川南町ふるさと総合文化公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題とします。

朗読は省略します。本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(日高 昭彦君) 議案第70号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

議案第70号は、平成18年3月策定の第4次川南町行政改革大綱及び集中改革プランにおいて指定管理者制度の検討がなされ、平成24年5月策定の第5次川南町行政改革大綱及び行動計画において制度導入の推進が明記されたことから、川南町文化ホール・図書館の指定管理者制度導入を進めるため、当施設の管理を指定管理者に行わせることができるよう川南町ふるさと総合文化公園の設置及び管理に関する条例の一部改正を行なうものです。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長(竹本 修君) 補足説明があればこれを許します。

○生涯学習課長(橋本 正夫) 議案第70号 川南町ふるさと総合文化公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、その補足説明を申し上げます。

平成15年6月に地方自治法が改正され、指定管理者制度が創設されましたが、自治法改正の目的は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減を図るものです。川南町文化ホール・図書館は、町民の知識・教養・文化の向上を図る中核の施設であることから、住民サービス提供の維持・向上を大前提とし、施設の効率的運営・管理を図りながら経費の削減を目指すこととするものです。

このことから、指定管理者に施設の管理を行わせることができる旨の事項、利用料金に関する事項、管理の基準、指定管理者が行う管理業務の範囲等を規定し、川南町ふるさと総合文化公園の設置及び管理に関する条例の一部改正を行うものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長(竹本 修君) 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第12 議案第71号 「事務の委託の廃止及び事務の委託に関する高鍋町及び都農町との協議について」

日程第13 議案第72号 「事務の委託の廃止及び事務の委託の変更に関する都農町及び木城町との協議について」

以上、2議案を一括議題とします。

朗読は省略します。本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(日高 昭彦君) 議案第71号及び議案第72号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

議案第71号は、平成24年度から平成25年度の2か年で取り組んでおります、国営造成施設管理体制整備促進事業(操作体制整備型)が完了となりますことから、地方自治法第252条の14第2項の規定に基づき、関係町との協議により別紙のとおり規約を廃止し、平成26年度から取り組むこととしております国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型尾鈴地区)の事務の委託について、同法第252条の14第1項の規定に基づき、関係町との協議により別紙のとおり規約を定めたく、同条第3項の規定において準用する第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第72号は、平成12年度から取り組んでおります高鍋川南地区の国営造成施設管理体制整備促進事業の事務の委託について、関係町である都農町と地方自治法第252条の14第2項の規定に基づき、協議により事務の委託を廃止することに伴い、木城町との事務の委託に関する規約を別紙のとおり改正したく、同条第3項の規定において準用する第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上2議案、詳細につきましては農村整備課長に補足説明させますので、よろしく御審議の上御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（竹本 修君） 補足説明があればこれを許します。

○農村整備課長（新倉 好雄君） 議案第71号及び議案第72号につきまして、その補足説明を申し上げます。

議案第71号、本事業（操作体制整備型）の事務の委託につきましては、国営尾鈴農業水利事業として施工中であります国営施設等の操作に係る業務を対象として、本町が高鍋町及び都農町から事務の委託を受け事業を実施しております。本年度に国営尾鈴農業水利事業（指定工事分）が完了することに伴い、事務の委託を廃止するものであります。今後、国営造成施設及び国営附帯県営造成施設を管理する、尾鈴土地改良区連合を対象として実施いたします管理体制整備型尾鈴地区の事務の委託について、高鍋町及び都農町と協議により、新たに規約を定めるものであります。

次に議案第72号、本事業の事務の委託につきましては、高鍋川南地区として造成された国営造成施設及び国営附帯県営造成施設を対象として、本町が都農町及び木城町から事務の委託を受け事業を実施しております。本年度に 国営尾鈴農業水利事業（指定工事分）が完了し、高鍋川南地区として造成された旧畑地かんがい施設の供用が廃止される事に伴い、高鍋川南地区の対象施設から除外されるため、旧畑かん施設の関係町であった都農町との事務の委託を廃止し、規約の一部改正を行うものであります。

両議案両事業とも、管理体制の整備計画策定、推進活動、整備・強化に対する支援事業を通じまして、多面的機能の発揮及び環境への配慮、安全管理の強化等に対応した管理体制の整備を図ることを目的とした事業であります。基本的には関係各町が事業実施主体となつて取り組む必要があるわけですが、関係町から事務の委託を受け、本町が本事業の窓口になることにより事務の効率化を図るものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（竹本 修君） 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第14 議案第73号 「西都児湯地域視聴覚教育協議会の廃止について」を議題とします。朗読は省略します。本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 議案第73号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

議案第73号は、西都児湯地域視聴覚教育協議会を廃止することについて、地方自治法第252条の6において準用する同法252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（竹本 修君） 補足説明があればこれを許します。

○生涯学習課長（橋本 正夫君） 議案第73号西都児湯地域視聴覚教育協議会の廃止について、その補足説明を申し上げます。

西都児湯地域視聴覚教育協議会は、視聴覚教育に関する事務を共同して管理、執行することを目的に昭和45年に設立され、これまで西都児湯地域の視聴覚教育の振興を担ってきた

組織であります。

昭和40年代、視聴覚教材等は高価なものであったため、共同購入し、機材の使い方などの講習もあわせて行ってきましたが、近年の情報技術の進展により16ミリ映写機・フィルムからビデオ・DVD・プロジェクターと移り変わり、機材等も比較的安価となり、西都児湯各市町村にも配備が完了し、それぞれの市町村単独でも十分対応できる状態となっております。

また、協議会の主たる業務である機材・教材の貸出業務の利用件数が年々減少している状況にあり、現在では、ピーク時の半分以上となっております。こうした状況を踏まえ、構成市町村において検討を行った結果、今後は、各市町村が独自に視聴覚教育事業を展開していくことで合意に至ったことから、平成25年度末をもって本協議会を廃止したいというものであります。以上で補足説明を終わります。

○議長(竹本 修君) 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第15 議案第74号 「平成25年度川南町一般会計補正予算(第5号)」

日程第16 議案第75号 「平成25年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」

日程第17 議案第76号 「平成25年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号)」

日程第18 議案第77号 「平成25年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」

以上、4議案を一括議題とします。

朗読は省略します。本、4議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(日高 昭彦君) 議案第74号から議案第77号までにつきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

議案第74号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,039万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ70億7,408万4,000円にするとともに、債務負担行為の補正及び地方債の補正を行うものでございます。

それでは、その主なものにつきまして第1表の歳入から順を追って御説明申し上げます。まず、歳入ですが、国庫支出金は、6,322万9,000円の計上で、社会福祉費負担金1,292万3,000円、児童福祉費負担金2,178万4,000円、児童福祉費補助金2,848万9,000円を計上しました。

県支出金は、3,397万1,000円の計上で、新規就農・経営継承総合支援事業75万円、種子島周辺漁業対策事業1,394万円などを計上しました。

繰入金は、川南町復興対策基金繰入金398万3,000円、財政調整基金繰入金2,018万7,000円を計上しました。

諸収入は、過年度精算金589万5,000円を計上しました。

町債は、水産業債880万円計上、臨時財政対策債5,855万1,000円の減額、防災債200万円

を計上しました。

次に歳出について、御説明申し上げます。

総務費は、787万4,000円の増額で、主なものは、ホームページ更新委託料500万円、障害者自立支援給付費返還金158万3,000円の計上でございます。

民生費は、4,146万5,000円増額で、介護保険費繰出金1,436万2,000円が主なものでございます。

農林水産業費は、3,042万5,000円の増額で、新規就農・経営継承総合支援事業青年就農給付金75万円、攻めの次世代花き産地育成事業循環扇導入補助金75万1,000円、みやざき畑地かんがい営農基盤整備事業委託料120万円、種子島周辺漁業対策事業補助金1,792万4,000円、広域水産物供給基盤整備事業負担金520万円の減額、漁港施設機能強化事業負担金1,500万円の計上が主なものでございます。

教育費は、54万9,000円の計上で、保健体育施設費に修繕料49万9,000円を計上しました。第2表債務負担行為補正は、図書館システム賃借料、図書館システム保守委託料で平成26年度から平成30年度までの限度額を設定するものでございます。

第3表地方債補正は、防災対策事業及び県営事業負担金の限度額の変更を行うものでございます。

次に議案第75号は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ30万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,716万9,000円とするものでございます。

歳入では、繰入金を15万8,000円、諸収入を14万6,000円増額いたしました。

歳出では、総務費を14万6,000円、後期高齢者広域連合納付金を15万8,000円、それぞれ増額計上いたしました。

次に議案第76号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,424万円を追加し、予算の総額を13億7,205万3,000円とするものでございます。

主なものとしましては、歳入において国庫支出金3,161万円、支払基金支出金3,332万円、県支出金1,494万8,000円及び一般会計繰入金1,436万2,000円を計上し、歳出において保険給付費7,858万円及び基金積立金1,566万円を計上するものです。

次に議案第77号は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,068万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億2,220万6,000円とするものでございます。

まず歳入ですが、国民健康保険税を4,075万8,000円減額し、療養給付費交付金を1,842万7,000円、諸収入を165万円それぞれ増額いたしました。

歳出での主なものは、保険給付費を2,068万8,000円減額いたしました。

以上4議案、詳細につきましては、担当課長に補足説明させますので、よろしく御審議の上御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（竹本 修君） 補足説明があればこれを許します。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） 議案第74号の健康福祉課関連につきまして、その補足説明

を申し上げます。

19～20ページからお願いします。民生費の主なものは3款1項4目介護保険費繰出金1,436万2,000円は介護保険特別会計に繰り出すものです。

5目 障害福祉費・障害福祉サービス費・扶助費2,124万5,000円、及び自立支援医療費563万5,000円、いずれも、利用者が当初見込みより増加しているため、今後の不足分を見込んで増額計上しています。

21～22ページをお願いします。

3款2項1目児童福祉総務費18節備品購入費32万4,000円は児童虐待防止対策強化のための備品の購入費を計上しました。5目児童館費、委託料28万6,000円は放課後児童対策事業の補助基準額の変更に伴う不足分の増額でございます。3款3項1目災害救助費 消耗品費63万5,000円は福祉避難所指定推進事業として福祉避難所設置協定締結に合わせ災害時に必要となる、毛布、簡易式トイレ等を備蓄するためのものです。

以上で、健康福祉課関連の補足説明を終わります。

○農林水産課長(押川 義光君) 議案第74号農林水産課関連につきまして、補足説明を申し上げます。

23～24ページをお願いします。

6款3項1目水産業振興費19節負担金補助及び交付金1,792万4,000円は、川南町漁業協同組合が種子島周辺漁業対策事業を活用し、直販加工施設の実施設計及び外構工事の一部並びに衛生型活魚水槽設置工事を行う事業に対し補助するものです。

以上で、農林水産課関連の補足説明を終わります。

○農村整備課長(新倉 好雄君) 議案第74号農村整備課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。

23から、24ページをお願いいたします。

6款1項10目、国営土地改良事業費、13節委託料120万円につきましては、みやざき畑地かんがい営農基盤整備事業としまして、県営畑地帯 総合整備事業が完了するまでの間、かんがい水利権の範囲内で、畜産農家に対し、暫定的な水利用をおこなえるよう申請するための、必要な調査をおこなうものであります。内容としましては、必要水量の調査算定、許可水利権取水量の算定をおこない、認可申請の準備をおこなうものであります。事業効果としましては、安価な水使用料で畜産用水を提供できる見込みであり、畜産農家の経費節減、利益向上に寄与できるものと考えています。

以上で、農村整備課関連の補足説明を終わります。

○建設課長(村井 俊文君) 議案第74号建設課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。

23～24ページをお願いします。

6款3項4目19節負担金補助及び交付金980万円は、県が整備を行っています川南漁港の

広域水産物供給基盤整備事業に対する負担金520万円を減額し、今年度から新規に漁港施設機能強化事業により実施します川南漁港施設の耐震・耐津波強化・防護対策に対する事業費負担金1,500万円（1/10）を計上しました。

この漁港施設機能強化事業は、県において平成25年度～平成28年度の4か年を第1期事業として計画されています。

以上で、建設課関連の補足説明を終わります。

○教育総務課長（米田 正彦君） 議案第74号の教育総務課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。

11～12ページをお願いします。

16款寄附金1項2目4節教育振興寄附金5万円は、みやざきバイオマスリサイクル株式会社が創立10周年を迎え、地域貢献の一環として山本小学校に寄附いただいたものでございます。

25～26ページをお願いします。

10款2項2目教育振興費18節備品購入費の5万円は、先ほど御説明申し上げました寄附金の使途について、山本小学校の意向を尊重し、図書購入費用として予算計上するものでございます。

以上で、教育総務課関連の補足説明を終わります。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） 議案第76号について補足して説明いたします。

9～10ページをお願いします。

歳出においては利用増により今後不足が見込まれる保険給付費の・居宅介護サービス給付費に5,000万円、地域密着型介護サービス給付費に520万円、居宅介護サービス計画給付費に700万円を計上、同様に介護予防サービス給付費に1,000万円、11～12ページ介護予防サービス計画給付費に110万円、高額介護予防サービス費に110万円、13～14ページ特定入所者介護サービス費に400万円をそれぞれ計上しました。また介護保険準備積立基金積立金として1,566万円を計上いたしました。

以上で補足説明を終わります。

○町民課長（黒木 秀一君） 議案第77号 平成25年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、その補足説明を申し上げます。

7から8ページをお願いします。

まず歳入ですが1款1項1目一般被保険者国民健康保険税4,300万7,000円の減額は、例年6月の本算定時に前年分の所得金額を基に収納率を考慮して計上していますが、本年度は確定所得金額の減少と合わせて収納率を考慮せず計上したことによるものです。

1款1項2目退職被保険者等国民健康保険税224万9,000円の増額は、滞納繰越分の見込み計上によるものであります。

9から10ページをお願いします。

5款1項1目療養給付費交付金1,842万7,000円の増額は、平成24年度分の交付金確定により追加交付するものであります。12款3項1目特定健康診査等受託料165万円の増額は、後期高齢者の特定健診受託料の増額によるものであります。

11から12ページをお願いします。次に歳出ですが、2款1項1目一般被保険者療養給付費210万円、2款2項1目一般被保険者高額療養費1,438万6,000円、2款4項1目出産育児一時金420万円減額は、それぞれ見込みにより計上いたしました。

以上で補足説明を終わります。

○議長(竹本 修君) 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第19 諮問第3号 「人権擁護委員の推薦について」を議題とします。

朗読は省略します。本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長 日高 昭彦

[提案理由の説明]

○議長(竹本 修君) 以上で提案理由の説明を終わります。

日程第20 同意第5号 「教育委員会委員の任命について」を議題とします。

朗読は省略します。本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(日高 昭彦君) 諮問第3号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

諮問第3号は、人権擁護委員の平田順一氏が平成26年3月31日をもって任期満了となりますので、人権擁護委員として再度推薦したく御提案するものでございます。

平田氏は、平成23年4月1日に人権擁護委員として就任され、今日まで人権啓発、人権相談などの活動に精力的に御尽力いただいております。人格識見ともに優れた方で、法務大臣に人権擁護委員の候補者として推薦するにあたり適任と考えますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長(竹本 修君) 以上で提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。皆さん、お疲れさまでした。

午前10時00分閉会